別記様式第四号中「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に、「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

別記様式第七号中「宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録申請書」を「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」に改める。

別記様式第七号の一中「宅地建物取引主任者死亡等届出書」を「宅地建物取引士死亡等届出書」に、「宅地建物取引主任者について」を「宅地建物取引士について」に改める。

別記様式第七号の一の二中「宅地建物取引主任者証交付申請書」を「宅地建物取引士証交付申請書」に、「宅地建物取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に、「取引主任者証の有効期限」を「宅地建物取引士証の有効期限」に改め、同様式の備考⑤中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

別記様式第七号の三中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

別記様式第七号の四中「宅地建物取引主任者証書換え交付申請書」を「宅地建物取引士証書換え交付申請書」に、「宅地建物取引主任者証記載事項」を「宅地建物取引士記載事項」に、「宅地建物取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に改める。

別記様式第七号の五中「宅地建物取引主任者証再交付申請書」を「宅地建物取引士証再交付申請書」に、「宅地建物取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に、

再交付を申請する理由
1．亡失　2．滅失　3．汚損　4．破損

を

再交付を申請する理由
1．亡失　2．滅失　3．汚損　4．破損　5．その他の事由

に改め、同様式の備考④中「汚損又は破損」を「汚損、破損又はその他の事由」に、「その汚損し、又は破損した宅地建物取引主任者証」を「申請者が現に有する宅地建物取引士証」に改める。

別記様式第八号の二及び同様式の備考2、別記様式第九号、別記様式第十号、別記様式第十一号の二並びに別記様式第十二号及び同様式の備考3中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

別記様式第十二号の二の備考1④中「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

別記様式第十五号の別表①の備考1及び別記様式第十六号の四の別表①の備考1中「100分の1」を「100分の5」に改める。

別記様式第二十七号及び第二十八号中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

（積立式宅地建物販売業法施行規則の一部改正）

第二条　積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和四十六年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第一項第三号中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

別記様式第十の（記載上の注意）21ハ及び27イ(ろ)中「100分の5」を「100分の1」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十一号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の宅地建物取引業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号の四並びに積立式宅地建物販売業法施行規則別記様式第十は、平成二十七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年十月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―五五―一一〇

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表の一の表鹿児島県の項中「大島自動車検査登録事務所」を「奄美自動車検査登録事務所」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省　告示第一号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十八号）の施行に伴い、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二条の二第一項の規定に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（平成二十五年内閣府、法務省、厚生労働省告示第一号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき、公表する。

平成二十六年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
国家公安委員会委員長
法務大臣　小川恵里子
厚生労働大臣　馬場みどり
塩崎　恭久

第一の二の②のイ中「平成25年7月」を「平成26年7月」に、「58市」を「70市」に、「232施設」を「243施設」に改める。

第一の二の②のウ中「平成24年度には89,490件」を「平成25年度には99,961件」に、「平成24年度に受け付けた相談件数」を「平成25年度に受け付けた相談件数」に、「57.8件」を「69.5件」に、「1.6件」を「17件」に、「30,183件」を「30,000件」に、「36.7パーセント」を「35.8パーセント」に、「平成24年には43,950件」を「平成25年には49,533件」に改める。

第一の二の②のオ中「平成24年」を「平成25年」に、「2,482件」を「2,312件」に、「672件」を「603件」に、「557件」を「534件」に、「977件」を「945件」に、「276件」を「230件」に、「637件」を「545件」に、「342件」を「352件」に改める。

第一の三の②のハの㈠中「母子寡婦福祉施策」を「母子父子寡婦福祉施策」に改める。

第二の七の③のア中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

第二の七の③のイの見出し中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改め、同号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改め、「母子家庭の母」の下に「及び父子家庭の父」を、「母子家庭自立支援給付金」の下に「及び父子家庭自立支援給付金」を加え、「母子寡婦福祉資金貸付金」を「母子父子寡婦福祉資金貸付金」に改める。

第二の七の③のヒ中「母子寡婦福祉資金貸付金」を「母子父子寡婦福祉資金貸付金」に改める。

第二の七の④中「母子家庭自立支援給付金制度等」を「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金等の制度」に改める。